

重 要 事 項 説 明 書

介護医療院 セイント・ヴィレッジ利用契約の締結に当たり、重要事項について説明させていただきます。

1. 事業所の概要

事業所名 介護医療院 セイント・ヴィレッジ
所 在 地 〒052-0014 伊達市舟岡町214番地28 電話0142-82-9351
介護保険事業所番号 01B3700015号
管 理 者 院長 大井 豪一（医師）

2. 事業所の職員体制等

職 種	従事する業務	人 員
管理者（院長）	業務の実施状況管理	1 名（常勤兼務 医師と兼務）
医師	診療・健康管理	1.2 名以上（常勤兼務）
計画担当介護支援専門員	施設介護計画担当	2 名以上
看護職員	看護・介護業務	20 名以上
介護職員	介護業務	20 名以上
理学・作業療法士等	リハビリテーション	適当数
薬剤師	薬剤師	0.4 名以上
管理栄養士	給食・栄養管理	1 名以上

※給食、施設保全等については当施設管理の下、外部業者に委託しております。

3. 施設の概要

- ① 利用定員：120 名
- ② ユニット数：8 ユニット（1 ユニット定員：15 人）
- ③ ユニット区画（各ユニット共通）
 - ア. 居室（ユニット型個室）
 - イ. 共同生活室（兼食堂）：1 室
 - ウ. 談話コーナー：1 室
 - エ. 便所：4 箇所
 - オ. 浴室（一般浴槽）：1 箇所
 - カ. 洗面所：15 箇所（個室内に完備）
- ④ 共用区画
 - ア. 診察室：1 室
 - イ. 機能訓練室：1 室
 - ウ. 言語聴覚室：1 室
 - エ. レクリエーションルーム：1 室
 - オ. 浴室（特殊浴槽）：2 室
 - カ. 相談室：1 室
 - キ. 談話室（セミパブリックコーナー）：2 室

4. サービス内容

① 食 事

朝食 7:30～ 、 昼食 12:00～ 、 夕食 17:30～
食事時間については、可能な限り個人のニーズに配慮いたします。

② 介 護

看護、医学的管理のもと介護支援計画（ケアプラン）に基づく介護、食事等の介助、排泄介助、体位変換、精神的ケア、日常生活上の世話。

③ 入 浴

最低、週2回入浴可能です。特別浴または清拭となる場合があります。

④ 機能訓練

リハビリテーション計画に基づいて機能訓練を実施します。

⑤ 健康管理

医師・看護職員による健康管理を実施します。医師の判断により協力病院などと連携し、診療をおこないます。

⑥ 介護医療院のサービスは全て介護支援計画に基づいて実施いたします。その他理容、美容、売店利用などについては個々にご相談させていただきます。

5. 利用者負担

- ① 利用者の方からいただく利用者負担金（介護保険費用、保険外費用）は別紙料金表のとおりです。
- ② また、利用者の生活に関わる室内着・肌着等の衣類、日用品、私物洗濯等のサービス提供を、任意により委託業者と利用者が直接契約し利用できます。この場合の料金の請求及び支払は委託業者と利用者間で直接行って頂きます。

6. 当施設のサービスの方針等

- ・当施設は要介護者の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護・医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者がその有する能力に応じて居宅における生活の復帰を目的とします。
- ・入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
また、入所前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮します。入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を送ることや、家事を入所者の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うように支援します。
- ・施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

7. サービス利用にあたっての留意点

- ・面会は、9:00～11:00、14:00～16:00とし、面会者は必ず受付にて来所受付票に所定事項を記入してください。感染症流行時は面会時間の変更・制限や中止となる場合があります。
- ・外出・外泊は、2～3日前の身元引受人よりの申し出により許可とします。
- ・ペットの持ち込みは禁止します。
- ・火気の取扱いは禁止します。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、当施設の入所時必需品項目以外は許可が必要となります。
- ・金銭・貴重品を持ち込んだ時は自己管理とし、当施設は紛失・盗難等の被害の責を負いません。
- ・退所時において所持品・備品等は引き取って頂き、原則施設預かりは致しません。
- ・外泊・外出時等の施設外での受診や与薬は原則できません。必要な場合は、必ず事前に申し出て下さい。

- ・多くの利用者に安心して療養生活を送っていただくため、利用者の営利活動・宗教の勧誘・特定の政治活動等を禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。
- ・利用者の責めに帰すべき事由によって当施設が被害を被った場合は、利用者及び身元引受人に連帯してその損害の賠償を請求いたします。

8. 緊急時等の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

9. 協力病院等

- | | | |
|-------|-----|------------------------|
| ・協力病院 | 名 称 | 社会医療法人 慈恵会 聖ヶ丘病院 |
| | 住 所 | 伊達市舟岡町2 1 4 番地2 2 |
| ・協力歯科 | 名 称 | 友愛会歯科医院 |
| | 住 所 | 虻田郡洞爺湖町高砂町3 2 番地5 2 の2 |
| | 名 称 | はたけやま歯科クリニック |
| | 住 所 | 伊達市竹原町3 6 番5 |

10. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- ① 防火管理者 酒井 健二
- ② 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行います。
- ③ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- ④ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- ⑤ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- ⑥ 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
- ⑦ その他、別に定める当施設防災規程に従うこととします。

11. 虐待防止

施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止のため専門とする委員会を設置し、指針の整備、虐待防止に係る研修を行うことや、委員会を定期開催し、その結果を従業員に周知徹底を図ります。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これをご利用者、ご家族、室蘭保健所、市町村に通報します。

12. 業務継続計画の策定

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

13. その他運営に関する事項

- ① 当施設では、医師の宿直を置かないこととしています。ただし夜間帯等の医師の通常勤務時間外に利用者の病状等が悪化した場合には、オンコール体制にて施設に赴く他、状況に応じて看護職員へ適切な指示を行います。

- ② 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させます。

14. 事故発生時の対応

- ① 従業者は、サービスの提供に当たって、施設内委員会による介護事故に対する安全管理に努め、事故が発生又は再発することを防止するための体制を整えます。
- ② サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ③ サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

15. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

- ① 相談担当者 事務部長 酒井 健二・相談課長 原 成則・事務主任 大久保 正人
- ② 施設内にご意見箱を設置しております。
- ③ 公的機関においても次の機関において苦情申出等ができます。

国民健康保険団体連合会 電話番号011-231-5161

市町村の介護保険担当窓口等

16. 当法人の概要

法人の名称	社会医療法人 慈恵会
代表者名	理事長 大久保 和 幸
本部所在地	虻田郡洞爺湖町高砂町37番地 電話 0142-76-5731
関連施設	・聖ヶ丘病院 ・ひじり在宅クリニック ・洞爺湖温泉診療所 ・訪問看護ステーション聖ヶ丘 ・グループホーム雅の郷 ・介護老人保健施設 セイント・ヴィレッジ ・ケアプランセンター セイント・ヴィレッジ ・社会福祉法人 思誠会 ケアハウス セイントヒルズ